

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申案）」に係る  
市民意見提出制度実施要領（案）

1	件 名	「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申案）」 についての市民意見募集
2	目 的	「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」についての答申にあたり、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第 12 条の考え方に準じ、答申案を公表し、市民の意見を求めることにより市民参画の機会を保障し、それらの意見を反映することを目的とする。
3	事 業 説 明	<p>平成 19 年 2 月 26 日付八環資第 172 号により、八尾市廃棄物等減量審議会に対して、八尾市におけるこれまでの取り組み及び廃棄物処理センターの更新を踏まえて、「環境にやさしいコミュニティの形成による、ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち」の構築を基本理念とする「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の見直しについて諮問がありました。</p> <p>このため、本審議会では、市民、事業者の排出者責任の明確化及び拡大生産者責任を踏まえた生産者の役割を確立するとともに、各主体のパートナーシップを育成するなどの観点から審議を行い、このたび答申案を作成しました。</p> <p>ついては、答申案に対するより多くの市民の意見を聴取するため、「市民意見提出制度に関する指針」に準じ、答申案に対する市民の意見・提言を募集するものです。</p>
4	対 象 者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営む全ての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料内容及び 公表方法	<p>(1)公表する資料 ○「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申案）」</p> <p>(2)公表の方法 ○市役所本館（情報公開室）、清掃庁舎（資源循環課）、市内各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、市民サービスコーナーでの閲覧 ○八尾市のホームページを利用した閲覧。</p>
6	公 表 期 間	平成 20 年 7 月 25 日（金）から平成 20 年 8 月 7 日（木）
7	意見募集期間	平成 20 年 7 月 25 日（金）から平成 20 年 8 月 7 日（木）（必着）
8	必 須 記 入 事 項	<p>(1)タイトル「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申案）への意見」</p> <p>(2)住所（団体の場合は所在地）</p> <p>(3)氏名（団体の場合は団体名と代表者名）</p> <p>(4)意見本文</p> <p>※提出された氏名等の個人情報とは、「八尾市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※(1)から(4)の項目が欠けている場合、提出意見として取り扱わない場合があります。</p>

9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1)持参(代理人によるものを含む.): 清掃庁舎プレハブ棟2階 資源循環課</p> <p>(2)郵送: 〒581-0017 八尾市高美町5丁目2番2号 八尾市役所経済環境部資源循環課</p> <p>(3)ファクシミリ: 072-923-7135</p> <p>(4)電子メール 送付先アドレス: shigen@city.yao.osaka.jp</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1)今回の市民意見提出制度に対して寄せられた意見を踏まえて、可能な内容については、「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について(答申案)」に反映させます。</p> <p>(2)提出された意見への個別応答はせず、市民意見提出期間終了後、すべての意見について整理したうえで資料として活用するとともに、ご意見の答申案への反映可否等審議会としての考え方について、後日(平成20年8月頃を予定)に情報公開室や八尾市のホームページ等で公表します。</p> <p>(3)提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあり、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないものとします。</p> <p>(4)意見を受領したことについて、確認の連絡は省略します。</p> <p>(5)電話・口頭での意見の提出は市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問い合わせ先)	<p>八尾市廃棄物減量等推進審議会事務局 経済環境部資源循環課</p> <p>電話: 072-924-3866(直通)</p>